

# 貸付制度の概要について

## 2 実務者研修受講資金

### (1) 受講資金の貸付対象者

次の ①～④の全ての条件に該当する者

- ①県内の実務者研修施設に在学の者(入学を希望する者を含む。以下同じ。)及び県外の実務者研修施設に在学する者であり、かつ、県内に住所を有している者
- ②県内の介護施設・事業所で就労している者
- ③実務者研修施設を卒業後、県内において介護福祉士として、介護等の業務に従事しようとする者
- ④同種の修学資金を他から受けていない者

### (2) 貸付額

- ①受講資金の貸付額は、実務者研修施設の授業料・テキスト代相当です。  
(上限200,000円)
- ②受講資金は無利子で、貸し付けます。
- ③貸付決定後、一括にて指定の口座に振り込みます。

### (3) 貸付契約の解除

貸付けを受けている人が、次に該当するときは、受講資金の貸付契約を解除します。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④死亡したとき。
- ⑤修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑥その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

### (4) 受講資金の返還等

次の事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを受けた期間に2.5を乗じた期間内に、月賦の均等払方式により返還いただきます。ただし、繰り上げて返還することは可能です。

- ①貸付契約が解除されたとき。
- ②実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内において介護等の業務に従事しなかったとき。
- ③県内において介護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※ 正当な理由がなく貸付額を返還期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5%の延滞利息が発生します。

### (5) 受講資金の返還の猶予、免除

受講資金の貸付けを受けた人が次に該当する場合には、受講資金の返還を猶予し、又は免除します。

- ①返還の猶予
- 当然猶予

本事業による借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事

由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

- ア 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた実務者研修施設に在学しているとき。
- イ 貸付決定時に在学していた実務者研修施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

#### ○裁量猶予

会長は、本事業による借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予することができる。

- ア 県内において介護等の業務又は介護職員等の業務に従事しているとき。
- イ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

## 2 返還の免除

- (1) 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、介護等の業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該介護等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、県外において介護等の業務に従事した期間については、介護等の業務期間に参入することができる。また、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護等の業務に従事できない期間が生じた場合は、介護等の業務期間には参入しないものとするが、引き続き介護等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

- (2) 介護等の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

## (6) 申請方法

申請者は、修学資金貸付申請書（別記要領様式第1号）に次に掲げる書類を添え、介護等の業務に従事している当該介護施設・事業所の長を経由して申請してください。

- ① 身上調書（別記要領様式第2号）
- ② 申請者の住民票
- ③ 介護施設・事業所の長が発行した推薦調書（別記要領様式第5号）

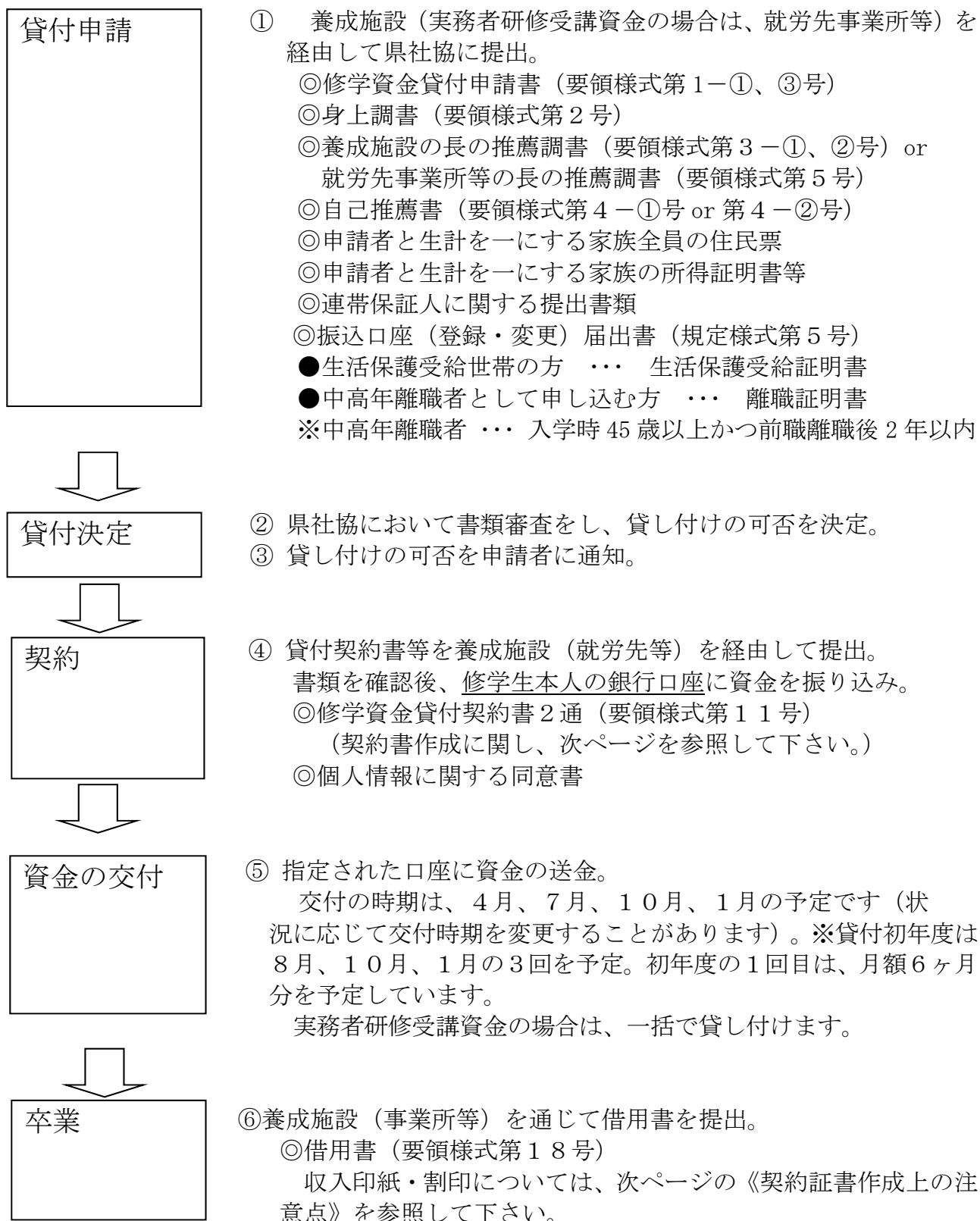
推薦調書の作成に当たっては、推薦理由（人物・勤務成績・家計の状況・卒業後、介護福祉士資格を取得し、介護福祉士として業務に従事する意思を有していること等）に加え、当該介護施設・事業所における推薦者に対する介護福祉士資格取得に向けた支援等が確認できる内容を含んだものを作成します。

- ④ 介護施設・事業所の長が発行した実務経験（見込）証明書（別記要領様式第6号）
- ⑤ 実務者研修施設の在学証明書
- ⑥ 自己推薦書（別記要領様式第4号-②）

自己推薦書の作成に当たっては、卒業後、中核的な介護職として就労する意欲、介護福祉士資格取得に向けた向学心等が確認できる内容を含んだものを作成すること。

### Ⅲ 手続きについて

#### 1 貸付申込み～卒業までの手続き



## 2 養成施設在学中の手続き

進級した場合

- ① 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けるときは、以下の書類を養成施設を經由して県社協に提出。
  - ◎在学証明書（新年度のもの）
  - ◎成績証明書

退学  
留年  
休学  
停学  
復学  
した場合

- ① 退学・留年・休学・停学及び復学した場合は、以下の書類を養成施設を經由して県社協に提出。
  - ◎休学・復学・退学等届（要領様式第28号）
  - ※ 休学・停学の期間中は、貸付が休止となります。

貸付辞退  
する場合

- ① 進路変更等により貸付を辞退するときは、以下の書類を養成校を經由して県社協に提出。
  - ◎修学資金等貸付辞退届（要領様式第19号）

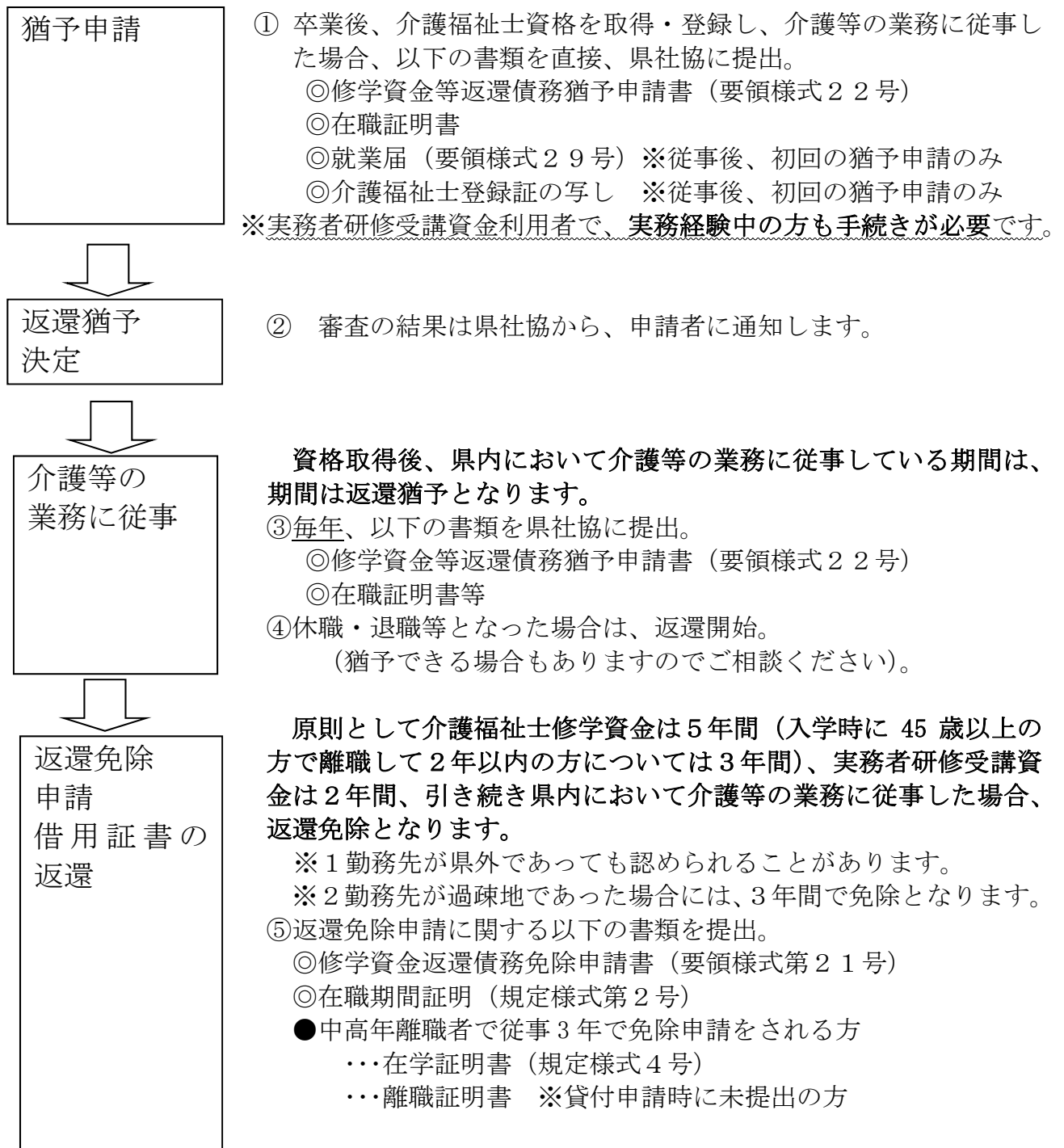
### 3 養成施設卒業後の手続き

#### (1) 返還猶予・免除の場合

養成施設を卒業（国家資格に登録）し、1年以内に県内において介護等の業務に従事した場合は返還猶予を猶予します。

さらに、介護等の業務に指定の期間以上従事した場合は貸し付けた修学資金の返還を免除することができます。

※ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格出来なかった場合で、かつ翌年度の国家試験を受験する意思がある場合も猶予申請が必要になります。

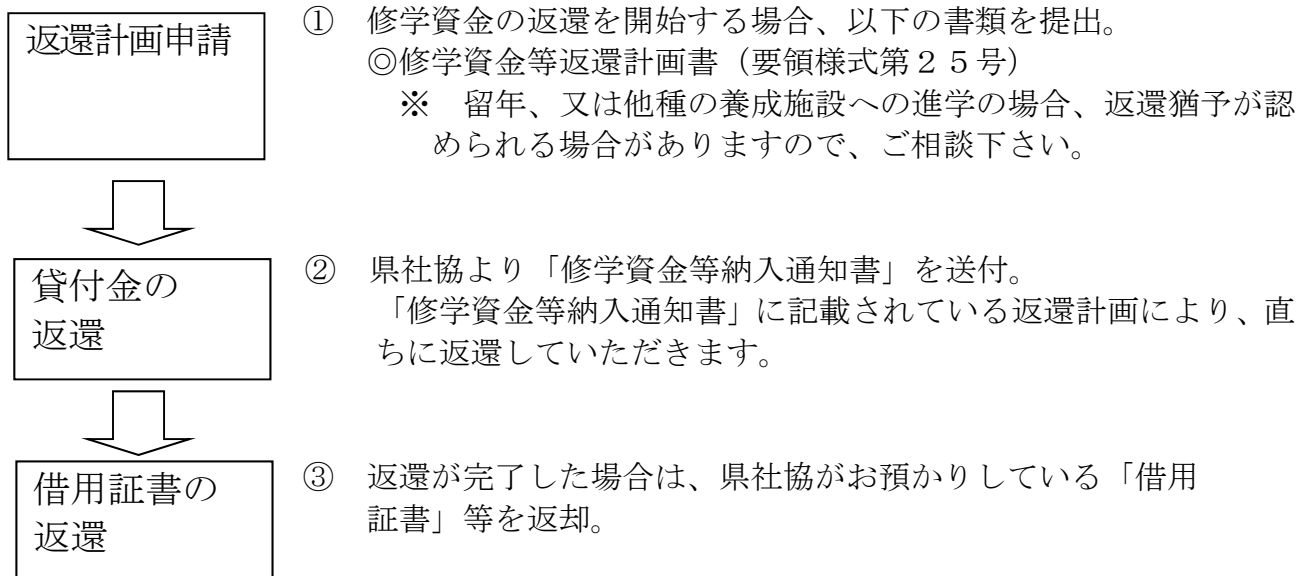


⑥返還免除が決定しますと、県社協でお預かりしている「借用証書」等をお返しします。

## (2) 返還の場合

下記にいずれかに該当した場合、返還の理由が生じた日から15日以内に次の手続きが必要となります。

- ・ 契約が解除された場合
- ・ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を受けなかったり、県内で別表（前頁）に定める介護等の業務に従事しなかったりした場合
- ・ 介護等の業務外の理由により死亡し、又は心身の故障に介護等の業務に従事できなくなった場合



### <返還期間及び返還方法>

ア 修学資金の貸付を受けた期間に2.5を乗じた期間（返還の債務の履行が猶予されたときは、貸付を受けた期間に2.5を乗じた期間と猶予された期間を合計した期間）内に月額34,000円を、月賦均等払いにより返還しなければなりません。

ただし、繰り上げて返還することも可能です。

イ 返還金の支払方法は、提出された「返還計画書」により、群馬県社会福祉協議会が、修学生あてに返還の承認通知をするとともに、後日、払込取扱書を送付しますので、これにより最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口で納入してください。

### <延滞利息>

ア 正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合（閏年の期間についても365日当たりの割合とする。）で計算した延滞利子を徴収します。

## 4 その他の手続き

### ◇修学生または連帯保証人の氏名、本籍地または住所を変更したとき

- ◎変更届（要領様式第27号）
- ◎変更内容がわかる次の書類のいずれか
  - ・住民票（婚姻による場合は戸籍抄本）
  - ・運転免許証の写し
  - ・パスポートの写し

### ◇連帯保証人を変更したとき

- ◎連帯保証人変更届願（要領様式第13号）
- ◎連帯保証人に関する以下の書類のいずれか
  - ・住民票
  - ・運転免許証の写し
  - ・パスポートの写し

### ◇就業先を変更したとき

- ◎就業先変更届（要領様式第30号）
- ◎新就業先の在職証明書

### ◇修学生が死亡したとき

- ◎死亡届（要領様式第31号）
- ◎死亡診断書または戸籍抄本